

会 議 録

藤沢市子ども・子育て会議

令和元年度第1回子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会

開催日時 2019年（令和元年）8月21日（水）10：35～12：08
開催場所 本庁舎3階 会議室3-1
出席者 委員 8名 猪野委員、榊居委員、神尾委員、松尾委員、澁谷委員
増田委員、御室委員、郡司委員
事務局3名 子育て企画課 吉原、小島、和田
欠席者 委員 3名

内 容

- 1 開会
- 2 （仮称）藤沢市子ども共育計画の策定について【資料1】
- 3 市民ワークショップの途中経過報告について
- 4 その他
(1) 要領の一部改正について【資料2】
(2) その他
- 5 閉会

1 開 会

○事務局

- ・出席状況の確認（委員11名中、8名の出席）
- ・資料の確認（次第、資料1・2）
- ・計画策定の受託事業者である株式会社浜銀総合研究所の野口副主任研究員と石川研究員の同席あり。

<委員の自己紹介>

○郡司委員

市民公募委員をさせていただきます郡司です。よろしくお願いいたします。

○榊居委員

藤沢市の民間園長会から選出されてまいりました高谷保育園園長の榊居です。保育園の園長といいましても、私なんぞはもう中小企業のおやじさんみたいなものでして、きょうも朝から給与の振り込みをしなければいけないので、朝、保育園で事務員につかまって給与の計算をしてからこちらに参りました。いろんな意味で貧困は身近に感じておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○松尾委員

民生委員児童委員協議会の、辻堂東地区の主任児童委員をしております松尾と申します。子どもの貧困対策については、2年ぐらい前から主任児童委員でも取り組んだというか、

そのことを話題にした研修などを受けたこともありますし、興味もありますので、何かこちらにも勉強になることがあればと思っ参加したいと思ひます。よろしくお願ひいたしませす。

○猪野委員

おはようござひます。藤沢市青少年指導員協議会の猪野と申します。日ごろは子どもたちにかかわる事業をしておりませす。どうぞよろしくお願ひいたしませす。

○澁谷部会長

ふだんは関東学院大学社会学部の教授をしておりませす澁谷と申します。よろしくお願ひいたしませす。

○増田委員

湘南ケアアンドエデュケーション研究所の所長をしておりませす。長い間、東京家政大学を初め保育者養成にかかわりを持ち、藤沢のこの会議についてもいろいろかかわりを持ってまいりました。今回、とても重要な観点からのこの検討会が始まりませして、いい形で藤沢の政策の基本が決まっていくといいなという期待感を持っておりませす。どうぞよろしくお願ひいたしませす。

○御室委員

社会福祉法人みそのの御室と申します。児童養護施設とベビーホーム、赤ちゃんの家があります。

私は貧困という言葉が嫌いですが、貧困の子どもたちがたくさんいます。里親さんに行かせる子どももいます。一番貧困になるのは18歳で退所した子たちです。それまでは公費でいろいろな物も時間も環境も整えられておりませすけれども、子どもたちが自立するときに、家族がない、家庭がない。里親さんに行った子と施設から出た子が一緒に食事をしに行っ、里親さんで育った子は1,000円のランチのお金を里親さんに頂戴と言えませすが、施設を出た子はその1,000円を借りる人がいない、そういう話もありませました。

先ほどは、貧困はお金だけではなくて、時間も愛情もと言ひませましたけれども、やっぱりお金も大事でして、ある程度の満たされ感がないといろいろなことに余裕が出てこないので、子どもたちが豊かになるように頑張りたいと思ひませす。よろしくお願ひいたしませす。

○神尾委員

前年度に引き続き今年度もこちらに参加することになりました。八松小学校の神尾です。

前回の5日に欠席をさせいただきましたけれども、きょうお会いして、八松小学校の地域に関連する方たちばかりがいらっしやるので、何だか心強い思ひでおりませす。よろしくお願ひいたしませす。

2 (仮称) 藤沢市子ども共育計画の策定について【資料1】

○事務局

資料1、「計画の概要・趣旨」の(1)「計画策定の背景」として、これまでの国の流れ、

子ども・子育ての環境にかかわる国の動向、法律の改正の部分について1つずつ触れさせていただきます。

まず1つ目、次世代育成支援対策推進法は、我が国における急速な少子化の進行を踏まえて、平成15年に施行された法律です。この法律の中では、市町村で次世代育成支援対策に関する行動計画を策定することが義務づけられております。この法律は、最初は10年間の時限立法でしたけれども、26年に法改正がございまして、10年間施行が延長されました。そのときの改正のポイントは、今まで義務化されていた計画策定が任意になったということです。

これを受けまして、藤沢市としましては、平成16年に次世代育成支援行動計画の前期計画を、そして平成22年に後期計画を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育まれる環境の整備に取り組んでまいりました。

2つ目、子ども・若者育成支援推進法は、ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい等の子ども・若者の抱える問題の深刻化や有害状況の氾濫など、子ども・若者を取り巻く環境の変化を受けて、平成22年に施行されました。法律施行の5年後の見直しを経て大綱が制定され、市町村の計画策定はあくまで努力義務とされました。藤沢市としましては、前段の次世代育成支援行動計画の別冊版という形で、平成25年に、ふじさわ子ども・若者計画2014を策定しております。

3点目、子ども・子育て支援法は、急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会保障と税の一体改革の一環として社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みが構築されることとなり、平成24年に子ども・子育て関連3法が成立しました。「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を3つの柱とした子ども・子育て支援新制度が平成27年に施行され、市町村においては計画策定が義務づけられました。藤沢市としては、藤沢市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この計画は、前段で触れました次世代育成行動計画、そして、ふじさわ子ども・若者計画2014を継承した形になっておりまして、子ども・子育てから若者までの範囲を包含する計画として、毎年皆様にこの場で進捗管理をお願いしているところです。

4つ目、子どもの貧困対策の推進に関する法律です。国の調査によりまして、我が国の子どもの貧困率は先進国の中でも厳しく、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体と比較して低い水準であるなど、子どもたちの将来がその生まれ育った環境の事情等に左右されてしまうことが少なくない状況があるといった背景に基づき、平成25年に成立、平成26年に大綱が策定されました。この法律につきましては、この6月に改正され、市町村による計画策定が努力義務となりました。藤沢市では、平成29年度に子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行った際に、子どもの貧困対策の推進に関する事業について体系化を行っております。

児童福祉法の一部を改正する法律です。今後、子どもの貧困に関する計画を策定するに当たって、この部分は意識をしておきたいということで今回記載をさせていただいております。

ます。「すべての子どもが健全に育成されるよう、平成28年に児童福祉法の理念が改正されました。子どもが権利の主体であること、子どもの権利を国民、保護者、国、地方自治体が保障することなど、改正法では次のとおり定められました」ということで、詳細について割愛します。

持続可能な開発目標（SDGs）実施指針は、今回計画を策定するに当たって意識しなければならないポイントです。「平成27年9月に、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として『持続可能な開発のための2030アジェンダ』が国連サミットで採択されました」ということで、2030年を期限とする17の持続可能な開発のための目標が具体的に挙げられ、その中に貧困というテーマがございます。

これまでの子ども・子育てや若者を取り巻く社会環境の変化や、国や国際社会の動向等を踏まえて、藤沢市では、恒久法である子ども・子育て支援法に基づき、市町村の策定が義務づけられている、第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画を策定してまいります。これについては、この部会の前に別途部会を開いて、その中で具体にお話をさせていただきました。今回、この部会においては、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法、そして、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画を一体的に推進するための実施計画として、今回、「藤沢市子ども共育計画」という名称を提案させていただきますけれども、それを策定していきます。この中で、子ども共育計画の内容を具体にお話ししていきたいと考えております。

次に、2「計画の位置づけ」、表の中で、1つ目が第2期の支援事業計画、そして2つ目が本計画となっています。2つ目の本計画である共育計画の中に貧困対策、子ども・若者、次世代育成、母子保健をも包含していくという形で捉えていきたいと考えております。ただ、法定計画である第2期の支援事業計画との関係性は意識していかなければなりませんので、その点についてはそれぞれの部会でご説明させていただきたいと思っております。

もう1つ、地域福祉計画という福祉全体の計画が別途藤沢市の中にごございますので、その関係性についてもきちんと踏まえていかなければならないということで、示しております。

今回策定する子ども共育計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

計画の対象は、親の妊娠・出産期から子ども・若者の社会的自立に至るまでのすべての子ども、若者、子育て家庭を対象にしたいと考えております。

続いて、共育計画の理念として、「子どもが夢と希望を持てるまちふじさわ」をご提案いたします。「子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を等しく保障するという『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』の精神にのっとり、子どもの今と未来が、その生まれ育つ環境によって左右されることがないように、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、すべての子どもの教育の機会が等しく保証され、誰一人取り残さず、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるまちを目指します」ということを1つ考えております。

続いて、計画の名称です。これまで仮称という形で「藤沢市子どもの貧困対策実施計画」

という名称を使ってまいりました。市としましては、できるだけ「貧困」というワードは避けたいと考えておりました。庁内関係課が集まった会議で検討を重ね、これぞと思うものを今回提案させていただきます。振り仮名を振らないと読みにくいかもしれませんが、「子ども共育（ともいく）計画」とさせていただきたいと考えております。

「子ども共育計画」の由来や背景はもう少しブラッシュアップしていくところではありますが、ひとまずこのような理由でご提案させていただきます。

<質疑応答>

○澁谷部会長

今の「藤沢市子ども共育計画」の名称自体も仮称ということですね。事務局で1つたたき台をつくっていただきましたので、これについてご意見、ご質問等があれば、ご自由に出していただければと思います。

○御室委員

さっきの続きみたいになってしまいますが、「子どもが夢と希望を持てるまちふじさわ」は、もう前からあるというか、「夢」と「希望」は漢字で、「ふじさわ」が平仮名とか、多分こだわりがおありになるかと思いますが、何か意味があるのか。

「藤沢市子ども共育」は、共に育むという意味でしょうけれども、もし貧困ということをクリックアップしたいときに、共育でいいのかなとか、いろいろ思います。

何かお考えがあるかと思うので、聞かせていただければと思います。

○事務局

理念は、調査で「夢がありますか」という問いに対して、「あります」と答えた子どもの割合が結構低かったので、まさに藤沢市としては、自己肯定感ではないですが、夢を持って藤沢で育ってほしい、藤沢で育ってよかったと思ってもらえるような計画にしたい、そういうまちにしたいという意味を込めてつけています。

○御室委員

「ふじさわ」とか「まち」が平仮名というのは、何か意味がありますか。

○事務局（吉原）

こういうところで使うのは割と平仮名が多い。「藤沢」は画数が多いものですから、漢字にするとかたくなってしまいうところもあって、平仮名で「ふじさわ」と表現しております。

共育計画は、地域で共に育つ、育てるということで、もちろん行政だけではないですし、地域だけでもないし、学校だけでもないですが、みんなで地域全体で育てていきたい、育ってほしいという思いを込めて「共育」にしています。

○増田委員

内部でご検討なさったときに、できれば、こんな案もあんな案もあったということをお話いただくと、ここにいるメンバーも、そうか、そういう理由かということがわかるかなと思うので、差し支えがない程度でプロセスをお聞きしたいと思います。

○事務局

他市町村もそうですけれども、貧困対策計画なので、名は体をあらわすということで、

そのものずばり「貧困対策実施計画」がいいのではないかという意見もあった中で、以前から貧困という言葉はどうかというご意見をいろいろな場面でいただいておりますので、案として出たのは、「子どもの育ち応援プラン」、「子ども・子育て支援計画」、ちょっと似ていますけれども、「子どもが夢と希望を持てるまちふじさわプラン」という理念そのままのものがあったり、「子ども・若者未来応援プラン」というものが出ておりました。

この貧困対策計画は貧困対策が主ですけれども、この計画自体は、次世代育成とか母子保健といったものも含めた事業実施計画ということもございまして、余り貧困とか応援とか支援を前面に出さないほうがいいのかということもあって「共育」に絞り込み、今回ご提案しました。

○郡司委員

私も同じで、今や貧困という言葉は下手をすると差別用語になりそうな響きを持っているのではないかと思います。今のお話を聞いていると、「共育」だと、問題の大事なところをズバツと言えていないという感じがあって、隔靴搔痒じゃないけれども、もうちょっと何かないのかなという感じはいたします。お名前をいろいろ考えていただいたのですが。

本当に貧困は大変なことですが、貧困という言葉じゃなくて、何かそれをあらわすようなものがない。

○増田委員

何か適切な言葉がないでしょうか。

○澁谷部会長

私がかかわっているほかの自治体で、生涯学習推進のところと同じ「共育」を通称で使っているので、恐らくかなり広い分野で共通する理念かと思えます。

いろんなプランがずらっと並んだときに、これが何を策定しているのかということが関係者にはわかるけれども、それ以外の人には、教育とか子育てのプランと何が違うのか、というところが少し見えにくいところは確かに弱点ですね。

○御室委員

例えば、先ほどの国連サミットの「あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つ」と言うと、心意気を感じるというか、それができてもできなくても、その理想に対して取り組んでいきますというのがわかりますが、「共育」というと、やさしい感じで、それでよしとするのか、その辺はちょっとわからないですけれども。

○増田委員

先ほど澁谷部会長がおっしゃったように、「共育」と言ったときには、かなり支援を要する方をイメージしますね。2つの部会に分かれて、例えば貧困をどういう言葉で提示したらいいかは内部でも物すごくご苦労なさったのだらうと思いますが、澁谷先生はいろいろなところをご存じだけでも、他市をいろいろお調べになって、何かいい用語はあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

○事務局

やはり「貧困対策推進計画」が多いです。「はぐみんプラン」、「子ども・子育て未来プラ

ン」、「夢プラン」など、未来につながるという名前が多いです。ちなみに、川崎市は「子ども・若者の未来応援プラン」、横浜市は「子どもの貧困対策に関する計画」、相模原市は「子ども・子育て支援事業計画」の中に入れていますが、策定しているのは都道府県や政令市が多いので、その事例ですけれども、大体半分以上が「貧困対策推進計画」です。

○御室委員

計画の名前はオーソドックスなものが入って、理念のところでもう少し具体的に言ってもいいのかなという感じがします。

○増田委員

これまでの会議の中で、やはり貧困という言葉そのものに非常に違和感といいますか、先ほどもおっしゃったような差別的な意味合いをというご発言が、もちろん全員というわけではございませんけれども、かなり強くそのご意向がありました。ですので、そういった思いも尊重しながら検討して下さったわけですけれども、いざ、このように文字になると、なかなか難しいところですね。

○事務局（受託者）

実態調査を担当させていただいたり、庁内や市民ワークショップの中でいろいろな声をいただいている中で、「共育」がとてもいいというふうに流れていったのですけれども、1つは、今、委員長がおっしゃったように、貧困という言葉を使ってしまうことで子どもたちを分断してしまうということがあります。実際、藤沢の中の実態調査を見ると、経済的な貧困だけではなくて、例えば両親がとても忙しくて、海外出張に行っていてお子さんが養育をちゃんと受けられなくて、ひとりきりで夕食をとっているご家庭があったり、あるいは経済的には問題ないけれども、例えば虐待のような状態にあったり、いろいろな意味で困難を抱えている子どもがいるので、貧困に限りたくないというのが1つです。

もう1つは、すべての子どもを対象を広げることがとても大切で、今までは支えられていた子どもも、例えば親が離婚をするなど、いつ非常に厳しい状況に置かれるかわからないという意味で、特定の子どもたちだけを対象にした対策を打ってはいけないということが前提にあります。すべての子どもを予防的に、それから、何か起こったときにも一緒に支えていかななくてはならない。そうすると、発見していくプロセスがとても大切になっていく。特定の貧困というキーワードを使わずに、すべての子どもを支えていく理念がとても大切だということです。

もう1つが、「共育」というキーワードです。困難の連鎖をどう解消するかを考えたときに、今まで日本はそうだったと思いますが、親に子育ての責任、家庭に貧困の責任がある、困難はおまえたちの自己責任だと言ってきた風潮がずっとあったと思うのです。そうではなく、家庭や親だけに押しつけないと考えたときに、では何が必要なのかというと、それは周りの地域であり、学校もそうかもしれない、役所もそうかもしれない。親だけでなく、私たちが育てることに参画していく。応援ではなくて、共に育み、自分たちも共に育つ。自己責任ではないことが困難の連鎖を解消していく、まさに中心概念なのではないかということです。

まだご紹介されていないのですけれども、今後の子どもの貧困対策のあり方について有識者会議でお話しされていたときに、5年前は貧困の子どもと書いてありましたが、すべての子どもに広げました。これは家庭の問題ではなく社会的な問題なのだから、みんなが取り組まなくてはいけないという、自己責任を超えた地域のあり方が求められている中で、「共育」というコンセプトがまさにそれをあらわしているのではないかと。そういう思いが込められて、「共育」という言葉になっています。

先ほどおっしゃったように、障がいも困難の1つだと思います。特に見えやすい困難の1つだと思いますけれども、とても見えにくい、障がいのカテゴリーにされなくても、障がい傾向のあるお子さんなどは、今は制度のはざまにあると思います。そういう子を含めて、すべての子どもを支えていかなくてはならない。そして、親だけに押しつけない。そういう思いが「共育」という考え方に込められているということです。

お話の過程を私も聞いていたので、補足させていただきました。

○事務局

すごくカッコよく言っていただきましたけれども、子どもは地域で育ち、地域も子どもを通じて育っていききたいというところもあって、「共育」でどうかということに内部でなりました。

藤沢市の場合、地域での支援がとても大切だと考えています。むしろ行政よりも、地域での居場所が貧困対策に一番有効なのではないかと考えていますので、地域で共に育っていく、育てたいというところを前面に出した計画名になっています。

ただ、これだけ見てもちょっとわからないところはあります。

○澁谷部会長

多分、後で解説がある有識者会議で出されたような考え方が市民の方からも出てきているというのは非常に大事なところだし、そここのところはぜひ尊重したほうがいいかと思えます。

ただ、アウトプットのイメージにつながってくるのですけれども、そうなってくると、子ども・子育て支援事業計画と別の形でつくることになるのか、それとも1つの視点として加えて、従来の計画では配慮を必要とする子ども・家庭への支援が基本目標に入っているので、この部分をつくるというイメージになるのかで、また大分違ってくると思います。

そうなってくると、部会は設けるとしても、ここを出してきた計画に、子ども・子育て支援事業計画とは別の名称をつける必要性って、やっぱりあるのですか。むしろ入れ込んでしまう。ここを出てきたものをしっかり支援事業計画の中に入れ込んでしまえば、ある意味、すべての子どもたちの子ども・子育て支援を藤沢市はきっちり組み込んでいますという形にはなるのですけれども。

○増田委員

今のところ、この支援事業計画とは別という意味ではありませんよね。この中ですよね。

この前の会議で、例えば、副題についている「やさしいまち」というのもちょっとわか

りにくいというか、時代の変化をもう少ししっかりと出そうということもありました。もしも、今おっしゃるように、この中に入れるときに、あえて今のような共有計画ではなくて、この計画全体の考え方として、この部会で検討した要素を入れ込むことによって、この部会で別建てで検討する意味がある。そして、そのことが具体的にこの中に入り込むということにもなるわけですけれども、その辺はまた市としての考え方もきっとおありでしょうから。

○事務局

この「子ども・子育て支援事業計画」では、支援を必要とする子どもと書いていますけれども、今回は、もちろん主眼は支援を対象とする子どもで、市としてはそこもやっていますが、子ども全体に対する支援も地域としてやっていくよというところを打ち出した、やっていきたいということもありますので、この事業計画の部分の計画にしていきたいと思っています。

子ども・子育て支援事業計画には法定13事業の量と見込みが決まっていますので、その量と見込みを達成するためのやり方の1つとしてこの計画があるという位置づけにしたいと思っていますので、全然別のものではないですし、子ども全体を支援していく計画の一部、特に実施の部分の計画としていきたいと思っていますので、貧困対策だけではない名称をとということです。

○御室委員

「計画の位置づけ」のところで、会議のメンバーに児相などの先生が入っていることから見て、簡単に言ってしまうと、いろいろな条件の重たいケースのお子さんをどう支援していくかということでのいいのですよね。

○御室委員

それだけではなく、予防にも目配りしましょうという感じですか。

○澁谷部会長

当然理念はすごくわかるし、全体に共通するものですが、この会議で焦点を当てるのは、言葉がいいかどうかわかりませんが、公正なスタートが切れない子どもたち、そこにひっかかっていたり、該当する子どもたち、そこに入ってきそうな子どもたち、あるいは、その子たちを育てている世帯に藤沢市としてどんなサポートが必要なのかということを集散的に議論していくという形になっていくのですね。

○事務局（吉原）

皆様のおっしゃられるとおりです。

○増田委員

そのことを中心にここで具体的に提示をしていく。「共有」についても、せっかくいろいろ考えてくださったのですけれども、それをどう使うかについては、そんなにたくさんはできないにしても、もうちょっと会合を重ねてみる。そして、全体会の中で、全体の構成の中での位置づけとともに、「共有」を使うかどうかを改めて再検討するというのはどうでしょうか。

○郡司委員

例えば、ある言葉のイメージがあるとする、すごく大きなイメージを持てるものとか、逆にとても小さくターゲットを絞ったものとか、言葉っていろいろあると思うのですけれども、「共育」というと、やっぱり大きなイメージになってしまいますよね。今の皆さんのお話を聞くと、ちゃんと目標があってこの会議をやるのだけれども、そこがちょっと広過ぎてしまうのではないかという感じがします。

そういう意味ではほとんどすべてのものが「共育」になってしまうという気がします。だから、今、先生がおっしゃったように、ちょっと間を置いて、仮称のままいくということがいいと思います。

○澁谷部会長

榊居委員も同じですか。

○榊居委員

そうですね。あと、つけ加えさせていただくと、「共」と「育」の2つを並べた文字を見て、どのくらいの方がそれを「ともいく」と読んでくれるか。どうしても音読みをしてしまうと思うのです。この共育もそうですし、食育もそうです。理念はすごくよくわかるのですけれども、今おっしゃられたみたいに、全体のということならば、もうちょっと具体的な、何かの動詞にするとか。読めないと言われてしまうのが一番嫌だなと思いました。

○澁谷部会長

その辺も踏まえて、最後の見え方はすごく大事になってくるので、どういう名称でどういう位置づけで示すかというのは少しペンディングにさせていただいたら。議論の経過で、有識者会議やワークショップで出てきた市民の方の思いが非常に大事だということは恐らくこの場でも確認できていると思います。決して特別な、俗に言うかわいそうな子たちだけ取り出してどうするという視点に走らないように十分に留意しながら、子ども・子育て支援事業計画の大きな枠組みの中にしっかりおさまるように、何を反映させるべきかをしっかりこの部会の中では話をさせていただく。その上で、見せ方については改めて協議させていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。これからの議論にかかわる部分ですので、名称のほか、どういうものが範囲になるのかとか、こういう視点は必要ではないかとか、お気づきの点があれば、きょうはブレーストーミング的なもので全然構わないと思いますので、ご意見を出していただければと思います。

○増田委員

そうしたら、次の途中経過等をお聞きすると、また何かいろいろな考えが浮かぶかもしれません。

○澁谷部会長

では、この資料につきましては、計画の内容、趣旨、根幹にかかわるものですので、必要に応じてまたここに戻って、こことのつながりを少し考えつつ、この会議で何をすべきかについては随時確認していきたいと思います。

3 市民ワークショップの途中経過報告について

○事務局

『子どもが主役のまちづくり～私たちがあの子にできること～』市民ワークショップが3回あります。あと1回、今週の土曜日の本庁舎が残っておりますので、途中経過ですけれども、一旦ご報告をさせていただきたいと思っております。

このワークショップは、第1回目が8月3日（土）湘南台公民館、第2回目が8月10日（土）湘南大庭公民館で行いました。それと、今週の土曜日が本庁舎の3階で行う予定になっております。

第1部は、昨年秋に実施しました藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査結果の概要報告を行う講座形式で、第2部が、参加者同士が意見交換を行うワークショップ形式で、2部構成となっております。

第2部のワークショップは、参加者を5～6班、湘南台は人数の関係で3班のグループに分けてやらせていただきました。ファシリテーターは市民活動推進センターの方にご協力をいただきながら全体進行をしていただきました。テーブルにつく進行役は職員が担いまして、グループで意見交換を行い、最後にどういった意見が出たのかを発表する形式となっております。

問いを大きく2問設けて話し合いをしていただきました。その問いの内容は、「あなたの身の回りに気になっているあの子はいますか」。「あの子はどのような状況にいますか」。その問1の中にも2問設問を設けまして、「あの子はどのような子で、どのような状況にいますか」。「どんな困りごとがありますか」。2つ目として、「あの子のためにどのようなかわり、サポート、まちづくりが大切だと思いますか」。

問いの大きな2問目は、「あの子のために私たちができることは」ということで、「あの子のために私たちができそうなことが何かありますか」。「あの子が笑顔でいるために私たちができることは」。また、地域、行政、教育などの関係者が連携してできる取り組みとはということ、最後に、私たちが自分事として捉えて、できることの組み合わせを考えて、みんなで何ができるかをゴールにして話し合いをしております。

基本的には同じ問いに基づき話し合っていますが、回を重ねるごとに、もっとこうしたほうが良いという意見もありましたので、2回目は若干内容の見直しをさせていただいて行っております。

参加人数は、湘南台は13名、傍聴の方は5名いらっしゃいました。湘南大庭は参加者が25名、傍聴の方は11名。本庁舎のほうは、今のところの予定ですけれども、参加者27名、傍聴の方が6名で、回を重ねるごとに人数は増えている形です。

具体的に「あの子」はどんな子が出たのかというと、すごく重たいケースはありませんでしたが、小学生でいつも家に1人でのいる、夕方帰宅して21時まで親が帰ってこない、親が少しネグレクトである、きつい言葉をよくかけられてしまう、不登校がある、居場所がない、遊び場所がなくて困っているなど、皆さん関心があって集まられているので、「あ

の子」が思い浮かばないという人は余りいらっしゃらなくて、皆さん思い思いの子がいる、というのが少し印象的でした。

また、もっと自分たちにできることに関して出た意見としては、居場所が必要だということや、コミュニケーションや関係づくり。何か困り事があってもよく知らない人いきなり話しかけられないから、段階を経てコミュニケーションをつくっていく関係づくりが大切じゃないかという意見はすごく出ていました。居場所についても、月1回ではなく、ずっと開いていて、いつでも行ける、過ごせるところをつくる必要がある。居場所があっても、行きたくても行けない子もいるので、自宅に支援できる人が行くといったこともこれからは必要なのではないかと。子どもの様子は、歯を磨いていないとか、髪の毛がボサボサだとか、もっと大人がアンテナを張って気づいてあげられたらいいのではないかとという意見も出ました。

まだ2回目なので、最終的な書面としては上げられないのですけれども、大体こういう内容が出ましたので、一旦ここで中間報告とさせていただきます。

○澁谷部会長

ワークショップは問題意識を共有するだけではなくて、こんな支援ができるよねというヒントが生まれる場にもなっていたりするので、ワークショップの成果は非常に興味を持って期待をいたしております。

皆様のほうから、本件につきましてご意見やご質問等がございますでしょうか。

○猪野委員

ワークショップの中で、学習支援についてのご意見はなかったのでしょうか。

○事務局

学習支援に関しては、するところがないというようなご意見が上がってはいました。

○猪野委員

アンケートでは20%ぐらいが勉強についていけないとか、うちで勉強する場所がないという意見が出ていたので、その辺も視点に入れながらこれから考えていかないといけないと思っています。

○事務局

勉強ができない、塾に通えない子どもの居場所が必要だという話があったのと、先ほどもお伝えしましたが、行きたくても行けない子どももいるので、そういった方が来てもらうと家の様子もわかるといったお話はありました。

○澁谷部会長

現時点では、こういう仕掛けがあれば実際にできることがあるということまではまだ意見とか議論は出てきていない感じですか。

○事務局

皆さんにアンケートをとらせていただきましたが、多くが話し足りないというか、時間が足りないというご意見がありました。非常に多くの方から満足というご回答はいただいておりますが、では実際に具体的に自分たちでどういうことができるのかという、最後の詰

めの詰めというところまではまだお話ができていない部分もあったかとは思いますが。

○澁谷部会長

無理に結論を出すものではないので、もしそういう意見があれば参考になるかなと思った程度ですので、大丈夫です。

○事務局（吉原）

空き家を使ってはという意見が出ていましたが、行政側で言うと、意外と使える空き家がない。市として何を用意したらいいのかというヒントにしたいとは思いました。

市民の家が藤沢には結構な数ありまして、使用率の低いところが幾つかの自治会で1つぐらいあるところもありますので、そういうところを使ったらどうかというご意見はいただいています。今、場所が足りないというご意見は、ここだけではなくいろいろな場所いただいています。

○澁谷部会長

常設でやるかどうかというのはまた1つ論点になるかと思えますけれども、放課後児童クラブの整備などにもかかわってきますが、藤沢の中では、小学校などでは空き教室は少なくなっているほうですか。

○神尾委員

放課後の学校利用については、管理の問題とか個人情報の問題がいろいろ発生してきますので、子どもの居場所として学校を利用するというのは今はなかなか難しい状況だと思います。実際、藤沢市はありがたいことに児童数がかかなり増えている状況にありますので、空き教室もなかなか少ないこともありますし、施設管理や職員の勤務の問題もあつたりするので、学校を子どもの居場所に使うのはちょっと難しいです。

○増田委員

神尾委員、先ほど調査の結果などもありましたが、実際に小学校の中で、授業の内容がわからない子どもがなぜそうした状態になっているのかとか、そのことと直接的に結びつけるのは難しいにしても、経済的なことが勉強しようとする意欲や、わかる、わからないというところとどんなつながりがあるのか、実感としてお話をお聞きしたいなと思います。

○神尾委員

本当にケース・バイ・ケースなので、一概にこういうパターンだということは言えません。今話を聞いていて、学校として情報を得られる部分で把握している中では、アンケートの中にも出てきましたけれども、片親の方の場合にはかなり経済状況も苦しいでしょうし、子どもも愛情不足になっているのかなということも多く感じます。

あと、これも以前に比べるとすごく増えていると思うのは、グレーゾーンの障がいを持っているお子さんです。はっきりと身体的、精神的な障がいと認められるようなケースではなく、親御さん自身が子どもの子育てに困っているのだけれども、特に小学校の段階ではそれを障がいとまだ認められなくて、すごく悩みを抱えていらっしゃる。学校としては、多分これは発達障がいなり何かあると思うけれども、親御さんのほうで認識を持ってくれないと支援には結びつけられないので、そこがなかなか困難だという感じはあります。

特に八松小学校などは共働きのご家庭がすごく多くなっていて、保護者が子育てにかかわれないこともあります。以前勤めていた北部の学校では、外国籍のお子さんも非常に増えてきていて、お子さんの就学の問題とか、外国籍の保護者の方が日本社会や地域社会になじめなかったり、就労がなかなか難しい中で貧困になっているのを目にしているので、すごく難しいです。

大まかに捉えると、片親の問題、障がいを抱えている問題、外国籍の問題は藤沢市では多いかなと感じております。

○澁谷部会長

この検討会の報告書でも、その辺のところ为学校でかなり顕在化してきている。そうした子どもたちの発達課題は小学校に上がってから見えますけれども、生活課題は小学校就学前や妊娠期にさかのぼって見られるものもあるので、その辺のライフステージを横断的に見ていくという視点では、幼稚園、保育園、認定こども園等々との接続というところも議論の1つにはなるのかもしれない。その中で小学校としてどんなサポートができるのかというところも非常に大事になってくると思います。

○増田委員

多分このあたりは、放課後児童のいろいろなことが基本的に変わる中で、ますますニーズも高まって、恐らく前の部会とこの部会とのつながりも非常にあるだろうと思います。

○神尾委員

学校が果たす役割というのはプラットフォームで、子どもたちが学校に通ってきていますので、情報についてはとてもつかみやすいと思います。虐待の問題も結構最近では増えてきていますし、家庭での体罰が法制化されていくところで、子ども自身が、親に叱責されたり叱られると、これは体罰なんじゃないかという認識を持ってきていて、子どもからの訴えも多くなりつつあります。親御さん自身も、きつく叱りつけてしまったときに、これは虐待になるのではないかという不安感を持っていらっしゃるみたいなので、地域の方たちや行政の福祉にうまくつなげられるといいなと思っているのですけれども、学校には学校なりの教育という使命があるので、子どもがかかわっているから全部学校を拠点にしてというのは、もう本当に学校としては満杯状態で苦しいので、地域や行政の方が一緒にやっていただける方向で考えていただくとありがたいと思います。

○澁谷部会長

地域・学校協働という言葉だけは今できていますが、具体的にどうやるのかというところがまだなかなかできていません。そこも具体化していかないと計画としては不十分なものになると思いますので、ぜひその辺も現場からいろいろご発信いただければと思います。

○神尾委員

私も1回目を欠席してしまったので、一体この部会が何を目標にやっていくのか、話を聞いていながらちょっとまだ見えていない。回数的にはそんなに多くないですし、具体的な計画をどこまで練られるのかなというところが見えていないのですけれども。

○澁谷部会長

その辺は多分この大綱と絡んできます。国のほうで出してくるものを指標として明確にして、それを全国的なデータベースなどと接続しなさいという話もあるかと思います。

そのあたりも踏まえて、資料2「今後の子供の貧困対策の在り方について（案）」をご説明いただくとありがたいと思います。

4 その他

(2) その他

○事務局

先ほども少し触れましたけれども、平成25年に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律がこの6月に改正、公布されました。大綱の見直しの方向性として公にされたのが、子供の貧困対策に関する有識者会議の「今後の貧困対策の在り方について（案）」です。

具体に中を見ていただくと、第1「子供の貧困対策に関する基本的な方針」の1「子供の貧困対策に関する大綱に基づく主な取組」として、これまでの政府の取り組みや施策の推進を振り返りながら、どういった点を踏まえて大綱を見直していくべきかについて、会議の中で出された意見をまとめています。

2ページで、施策の方向性として3つの視点が具体に出されています。①「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援」。②「地方公共団体による取組の充実」。③「支援が届かない、又は届きにくい子供・家族への支援」として、それぞれ具体に上がった意見が箇条書きで書かれております。

今回、藤沢市がこの計画をつくるに当たっては、見直された大綱や、もちろん7月の段階で出されておりますこの内容は踏まえていかなければならないと思っています。

これまでの法律は子どもの将来ということがポイントになっていましたけれども、改正では、現在を含めた形での範囲を示されていますので、先ほど触れた3つの視点も、施策の体系を立てるに当たっては踏まえていかなければならないところです。この中身については今回細かく説明するのは割愛させていただきたいと思います。

13ページの国の指標も、今回のこの視点を踏まえて改正されるところです。藤沢市も、今回計画をつくっていくに当たっては、特に強化して取り組まなければいけない事業は重点化という位置づけをして、それらについて指標を設けるという考えもございますので、この辺は参考にしていきたいと考えております。

<質疑応答>

○澁谷部会長

これを踏まえつつ藤沢市として計画をつくるということ。イメージとしては、「藤沢市子ども共育計画の策定について」の6ページにあるものを少し具体化したものを、次回あるいはそれ以降にご提案いただくという形になるわけですね。きょうはまだ少しふわっとしているところがあるかと思いますが、きょう出てきた名称とか、そもそもどういう理念、考え方でこの計画を進めていくのかというところを確認させていただいて、国の動

きも見ながら、藤沢市で行った調査を踏まえて、例えば12の課題などもちょっと絞り込んで、藤沢市としてそれぞれについてどういった事業計画をつくっていくのかということ具体的を次回以降議論していくというイメージでよろしいですか。

○増田委員

今、事務局が概要を言ってくくださったのですが、澁谷部会長に、資料2のここがポイントだぞというのを、先生の専門的なところから言っただけとうれしいです。

○澁谷部会長

タイトルは「貧困」ですけれども、既に共有されているように、教育の支援、生活の支援が非常に大事になってきているので、実際に中身はかなり広いものです。経済的な困難に限らず、特に学業的になかなかついていけない、あるいは経済的な事情があって社会的な活動に参加できない、あるいは家庭の中でもライフラインがストップしているような子どもたちがいる中で、そうした子どもたちの生活をどう支えていくのかということで、範囲としてはどんどん広がっています。

いわゆる就学前教育・保育の無償化は非常に大事な成果であるところでは言っているので、子ども・子育て支援との明確な切り分けはすごく難しくなっている。難しくなっているというか、むしろそこで余り切ってしまうと取りこぼしが出てきてしまうので、最近はやりの言葉ですけれども、切れ目のない形で、ある意味、多少重複のある部分があっても、広く議論をして、いわゆる取りこぼされる子どもたちがいないようにするというのが施策の基本的な方向になってきているということ。

それから、これまでどちらかという学齢期以降のことに話が進みがちだったのを、3つの視点にあるように、親の妊娠・出産期から自立支援までというところを改めて明確にしているところが、もう1つ今回新たに強調されている部分だろうと思います。

大きく変わったところはそのあたりかと思います。

各論としては、国のほうを参考にすると、5ページ以降にあるように、実際に就学に当たったの経済的な負担をどう軽減していくか、地域における学習支援をどう組んでいくか、あるいは子どもの居場所づくり、児童養護施設退所者の支援といったものを具体的に検討していく中で貧困対策が進んでいくだろうということになっています。ただ、このあたりについては過去5年間やってきたものと大きくは変わっていないという印象です。

○増田委員

ありがとうございます。それで2つの会の接点も生まれ、お互いに調整しながらというところが見えてきたかなと思います。

○榊居委員

私のところは保育園のほかに児童クラブもやっていて、そこにかかわる者として日ごろ思っていることですが、大きい意味で貧困のことも含めて、学校に頼るところはすごく多いと思うのですが、本当に学校の先生方はすごく忙しいので、教員の方の多忙化を解消することが貧困の解消につながっていくのではないかと思います。

○郡司委員

そっちが先がないと貧困対策もできないのではないかということですね。

○榊居委員

精神的にも余裕がないまま、いろんな問題が起きているところに教員の方が立たされている。子どもの身近にいる方たちじゃないですか。だから、教員の方たちが余裕を持って子どもと接することができるようにしなければいけないと思うし、それをマネジメントするのがどこなのかということがすごく問題なのだと思います。

○御室委員

それだったら、教員の疲労というよりは、子どもの貧困は親の貧困なので、親御さんの就労支援なり、親御さんが親御さんとしての役割を果たすように支援を入れて、教員はその後ではないか。

○神尾委員

教員の多忙化をご理解いただいて本当にありがたいと思うのですがけれども、学校は子どもたちの教育機関です。親御さんたちの状況がまさに子どもたちに影響しているのは間違いなくて、教員が楽になったから親御さんを支援できるかということ、それはまた別の問題になってくると思うので、子どもへの支援と親御さんたちへの支援はまた切り離して考えていくべきだとは思っています。

○榊居委員

一番考えなければいけないのは、まず子どものことだと思うのです。親御さんのこともそうですけれども、子どもにとって、学校の勉強がわからないといったところも、教員の方とのかかわり方が変わるだけでひょっとしたら変わる部分もあるかもしれない。もちろんそれだけで変わるわけじゃないとは思っているのですが、お子さんが学校の勉強がわからないとなったときに、今一番そこで考えなければいけないことの1つが先生方が忙し過ぎることだというのは、周りで見ていると思うことです。

あと、自分たちの立場で言うと、学童保育や放課後の居場所は学校の中ではおかしいと思います。放課後なので、学校でもない、お家でもないところを保障することを自分たちはいつも考えています。家でも、これをやりなさい、あれをやりなさいと言われて、家が学校化しているところもあると思うので、自分たちはそこも考えながらやっています。その中で、居場所を確立するのは学校の中だけでいいのかなということをいつも思っています。

○郡司委員

今のことに関係して、私の夢みたいなものですがけれども、藤沢市は縁側事業というのをやっていますね。去年、ちょっと小学校にかかわったときに、4時以降は子どもは学校からは帰しますので、地域の方も見守ってくださいというお話を伺いました。さっきのお話でも、お母さんが帰ってくるのが21時だと、その間の時間は教育じゃないですね。子どもは自由な中にもいつもみんなの見守りの目があって過ごせるのがいいのだと思います。

縁側事業は、本当はお年寄りのためですがけれども、縁側事業をうたっているところのかなり多くは、子どもも来ていいことになっているんです。シニアは本当に元気な方がたく

さんいると思うので、それこそ算数の一番基礎、足し算ができないと引き算ができませんので、そういうところをちょっと見てくれたり、よくできたねと褒めてくれる目があれば、放課後のお母さんがいない時間がもうちょっと豊かになる。そういう可能性を探ってみたらどうかと思っています。

○澁谷部会長

まさに地域のところは非常に大事だと思いますので、そこは当然視点に入ってくるかと思えます。

ちょっと進行がばたばたして申しわけございません。予定されていた時間を過ぎてきていますので、ひとまず、きょうはブレーストーミング的にそれぞれお考えになっていること、お感じになっていることを拝聴させていただいたということで次回につなげさせていただきたいと思えます。

事務局で用意されたものは以上になりますが、最後に事務局から何かありますか。

○事務局

未調整な部分が多いので、改めてご連絡させていただくようにいたします。

5 閉 会

○澁谷部会長

それでは、本日の第1回の部会はこれにて閉会をいたします。皆様ありがとうございました。

以 上